

古殿町過疎地域持続的発展計画書

(令和8年度～令和12年度)

福島県古殿町

(令和8年3月)

目 次

1. 基本的な事項	
(1)町の概況	1
(2)人口及び産業の推移と動向	1
(3)市町村行財政の状況	2
(4)地域の持続的発展の基本方針	3
(5)地域の持続的発展のための基本目標	4
(6)計画の達成状況の評価に関する事項	4
(7)計画期間	4
(8)公共施設等総合管理計画との整合	4
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)現況と問題点	5
(2)その対策	5
(3)計画	5
3. 産業の振興	
(1)現況と問題点	6
(2)その対策	7
(3)計画	7
(4)産業振興促進事項	7
4. 地域における情報化	
(1)現況と問題点	8
(2)その対策	8
(3)計画	8
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)現況と問題点	8
(2)その対策	9
(3)計画	9
6. 生活環境の整備	
(1)現況と問題点	9
(2)その対策	10
(3)計画	11
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)現況と問題点	11
(2)その対策	12
(3)計画	12
8. 医療の確保	
(1)現況と問題点	13
(2)その対策	13
(3)計画	13
9. 教育の振興	
(1)現況と問題点	13
(2)その対策	14
(3)計画	14
10. 集落の整備	
(1)現況と問題点	15

(2)その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

(3)計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

11.地域文化の振興等

(1)現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

(2)その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

(3)計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

12.再生可能エネルギーの利用の促進

(1)現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

(2)その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

(3)計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分・・・17～18

1 基本的な事項

(1) 町の概況

本町は、県域の南東部、阿武隈山系に位置する典型的な中山間地であり、相対的に起伏の多い地域である。地質は花崗岩を母体として形成され、中生層及び古生層の竹貫式結晶片岩からなっている。気候は太平洋気候を呈しており、年平均気温は10℃程度で年間降水量は約1,300mmであり、積雪量は少なく根雪期間はない。河川は隣接の鮫川村を源とする鮫川が町の中央部を横断し、その支流である大平川、小松川、大久田川がいずれも本町を源としている。

町の歴史は、明治22年の町村制実施の際、山上村、論田村、大久田村、松川村の4村が合併して宮本村となり、竹貫村、田口村、鎌田村、仙石村が合併し竹貫村となった。その後昭和30年3月に宮本村と竹貫村が合併し古殿村となり、昭和32年4月に町制を施行した。平成6年4月には郡界変更があり、東白川郡から石川郡となり現在に至っている。町の面積は163.29km²で、うち森林が80%以上を占め、宅地は1%程度である。

人口は令和7年3月31日現在、住民基本台帳において4,474人、世帯数で1,752戸で、人口密度は27人/km²である。道路の状況は町を縦断する国道349号と、横断する県道いわき石川線を中心に、県道5路線が幹線となっている。東北新幹線新白河駅へは38km、常磐自動車道いわき湯本ICまで32km、東北自動車道白河ICまで40kmである。

町の主産業は農林業であるが、担い手不足等により年々農地の耕作面積は減少してきている。町面積の多くを占める森林の整備を進め、環境保護の一役を担い、雇用の創出に努める。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の国勢調査における人口は、昭和55年7,879人、平成2年7,617人、平成17年6,511人、平成27年5,373人、令和2年4,825人となっており、昭和55年から3,054人減少しており、減少率は38.7%となっている。要因としては、若年層の流出による生産年齢層の減少によるもので、減少傾向が著しい。年齢別人口は20歳～29歳273人、30歳～39歳385人、40歳～49歳509人、50歳～59歳630人、60歳～69歳976人、70歳～79歳620人、80歳以上759人で、若年層が減少し高齢層が増加している。このため高齢者比率は、昭和55年12.7%であったものが、平成2年に17.4%、平成17年には29.6%、平成27年には33.4%、令和2年には39.3%になっており、急速に高齢化が進んでいる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,879		7,617	△3.3	6,511	△14.5	5,373	△17.5	4,825	△10.2
0歳～14歳	1,793		1,587	△11.4	913	△42.5	629	△31.1	499	△20.7
15歳～64歳	5,089		4,076	△19.9	3,678	△9.8	2,948	△19.8	2,433	△17.5
うち 15歳～ 29歳(a)	1,551		1,120	△27.7	857	△23.5	543	△36.6	447	△17.7
65歳以上 (b)	997		1,324	32.7	1,929	45.7	1,796	△6.9	1,893	5.5
(a)/総数 若年者比率	19.7		14.7	-	13.2	-	10.1	-	9.3	-
(b)/総数 高齢者比率	12.7		17.4	-	29.6	-	33.4	-	39.3	-

表1-1(2) 人口の見通し(古殿町人口ビジョン)

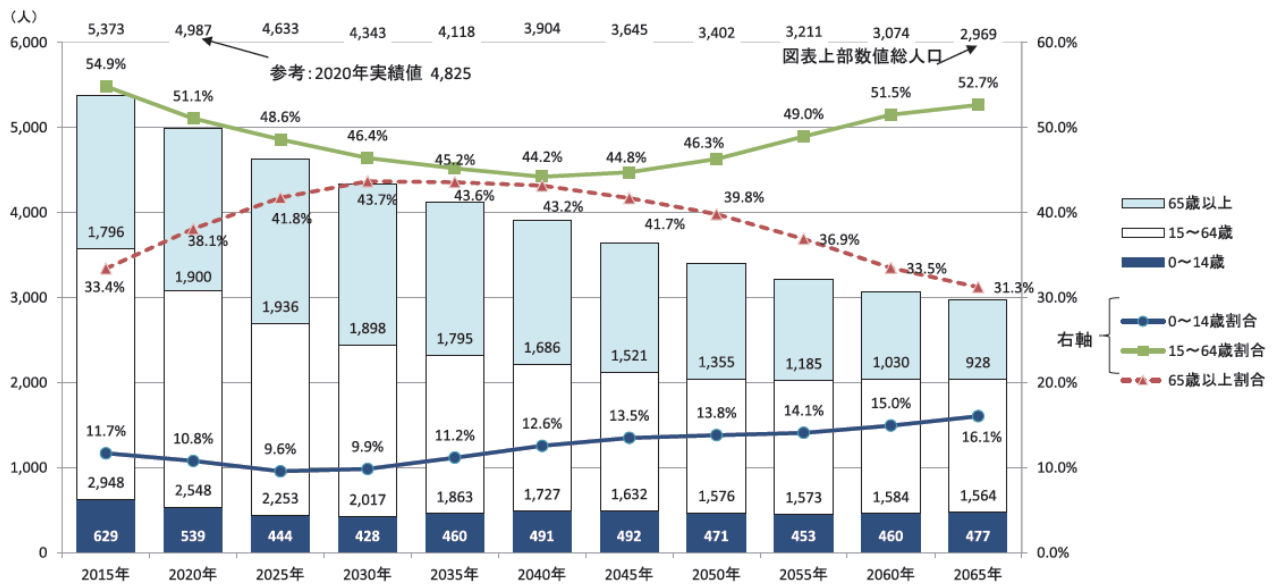


表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,193		4,183	△3.6	3,453	△17.5	2,780	△19.5	2,529	△9.1
第一次産業 就業人口比率	44%		29%	-	19%	-	16%	-	14%	-
第二次産業 就業人口比率	31%		44%	-	46%	-	42%	-	43%	-
第三次産業 就業人口比率	25%		27%	-	35%	-	42%	-	43%	-

(3) 市町村行財政の状況

①行政の状況

令和3年度から5年の期間で策定された過疎地域自立促進計画を中心とした諸計画に基づき、過疎脱却を目指しまちづくりを行ってきた。また、広く町民に理解を得られる行政施策のあり方を模索するとともに、組織のスリム化を図ってきた。このような行政内部の見直しと併せて、平成22年度を初年度とした古殿町第6次振興計画では、市町村の境界を越えた広域的な取組を推進する方針も打ち出し、スケールメリットを生かしたコスト削減や、公共施設の相互利用など町民の利便性の向上につながる施策を進めてきたところである。今後は、令和2年度を初年度とする古殿町第7次振興計画に基づき、町民、企業、団体など古殿町に存在する様々な主体がそれぞれの役割のもと、「みんながいつも元気でいられる活気あふれる町」の実現に向けて持続的な取組を行っていく。

②財政の状況

本町は広大な面積を有し、集落が町内各地域に点在していることから、政策の効率的な実施がなかなか望めず、生活基盤整備、義務教育、福祉等に多額の経費を要する構造になっている。財源については自主財源に乏しく、歳入の大部分を地方交付税、国県支出金、地方債に頼らざるを得ない財政構造になっており、財政力指数(平成30~令和2年度)は0.234と低い水準で推移している。過疎脱却を図るべく統合小学校建設事業、光ファイバー網整備事業、町道橋梁整備事業など生活基盤整備を過疎債を中心とした起債事業により展開してきたが、令和2年度末の町債現在高は一般会計で約

61億円となっている。各財政指標では、実質公債費比率が7.8と比較的良好な数値を保っているが、今後も少子高齢化に即した教育環境整備や福祉環境整備に多額の費用を要することから、今後も厳しい財政運営が予想されるが、限られた資源を最大限活用し、効率的な財政運営を図っていく。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	4,838,683	4,579,386	6,171,307
一般財源	2,692,671	2,713,361	3,117,665
国庫支出金	894,018	313,624	1,107,795
都道府県支出金	273,319	240,388	468,234
地方債	446,423	732,176	894,775
うち過疎対策事業費	185,900	460,300	316,400
その他	532,252	579,837	582,838
歳出総額 B	4,627,666	4,394,301	5,772,299
義務的経費	1,473,883	1,475,675	1,697,817
投資的経費	1,240,124	884,686	1,544,124
うち普通建設事業	1,240,124	867,818	1,216,863
その他	1,913,659	2,033,940	2,530,358
過疎対策事業費	299,753	528,103	576,112
歳入歳出差引額 C(A-B)	211,017	185,085	399,008
翌年度へ繰越すべき財源 D	128,225	124,521	288,862
実質収支 C-D	82,792	60,564	11,408
財政力指数	0.226	0.226	0.234
公債費負担比率	14.9	15.3	17.4
実質公債費比率	-	7.7	7.8
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	80.4	82.6	87.7
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	4,271,824	4,747,234	6,016,795

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	48.0	52.9	69.3	73.4	74.8
舗装率 (%)	30.5	53.8	77.9	83.6	88.1
農道					
延長 (m)					147,435
耕地1ha当たり農道延長(m)	110.0	149.0	108.5	109.2	
林道					
延長 (m)					71,618
林野1ha当たり林道延長(m)	6.0	8.0	9.1	9.8	
水道普及率 (%)	53.8	59.5	66.3	75.0	94.0
水洗化率 (%)		25.0	27.6	69.1	84.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

町はこれまで過疎地域の指定を受け事業を展開してきた。この結果、交通、通信施設をはじめ、上下水道、道路橋りょう等のインフラ整備、教育文化、福祉施設等の公共施設が総合的に整備され、ほぼ類似団体の水準に達したと言える。しかしながら、人口及び生産年齢人口は減少の一途を辿り、少子高齢化に歯止めをかけるには至らず、過疎化は依然として進行し続けていることから、今後も引き続き、地域産業の更なる縮小・停滞、地域コミュニティや経済活動への影響が懸念されて

いる。このような状況に鑑み、本計画では、福島県過疎地域持続的発展方針との整合性を確保しつつ、古殿町第7次振興計画（令和2年度～令和11年度）における町の将来像、目指すべき状態に基づき施策を総合的かつ計画的に展開していく。

・町の将来像

「みんながいつも元気でいられる活気あふれる町」

・目指すべき状態

①人づくり分野

自ら学ぶことや古殿町の良さを改めて認識すること、人とのつながりを持つことを通じて、誇りある豊かな心を育むことができる町を目指す。

②健康・生きがい分野

子どもから高齢者まで、すべての町民が生きがいをもって元気に暮らすことができる町を目指す。また、すべての町民が社会に参加することができ、充実した生活を送ることができる町を目指す。

③安心・安全分野

暮らしやすい環境で生活することができ、災害が起きても最小限の被害で抑えることができる町を目指す。また、日頃より情報の共有を行い、地域住民のつながりにより安心して安全な町を目指す。

④産業分野

古殿町にある地域資源を磨き上げて活用し活気あふれる町を目指す。また、古殿町ならではの魅力を発信し、地域内外に広く知られる町を目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本方針に基づき掲げる計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を下記のとおり設定する。

目標指標	目標値(令和12年)	備考
総人口	4,343人	
経常収支比率	90%以下の維持	
実質公債費比率	18%以下の維持	

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度7月に内部評価を行い、その結果については適宜住民や議会に報告するものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

古殿町公共施設等総合管理計画の公共施設等管理の基本方針として、施設量適正化の推進、安全・快適で永く活用できる施設管理の推進、適切な施設配置と民間活力導入の促進の3つの目標を掲げている。

本計画書に記載のある全ての公共施設等の整備については、この基本方針に適合するよう実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

移住定住希望者を増やすため、町ホームページのみならず、LINEやX、InstagramなどのSNSや地域おこし協力隊を活用した地域の魅力発信や移住定住関連イベントへの参加を通じて町のPRを行うなどと併せて、定住人口の増加を図るために移住定住促進を促す補助事業を創設するなどしてきたが、住む場所の確保が困難なことや、移動手段が車やバスなどに限定されていることから、成果に結びついていないのが現状である。

(2) その対策

移住定住希望者を増やすために、これまでの取り組みと併せて、空き家などの遊休施設の活用を含めたお試し居住や移住体験プログラムなどの都市住民が田舎暮らしを体感できる機会を提供していくとともに、地域おこし協力隊などの外部人材を積極的に活用し、イベントのみならず町の暮らしに関する情報発信に力を入れていくことで関係人口を増加させ、町への移住・定住へと繋げていく。

また、働く場所についての情報提供や住む場所の整備を行うことで、安心して移住・定住ができる環境整備を行うとともに、道の駅などの町外者が立ち寄る交流拠点施設の整備を行い、地域間交流の促進も加速させていく。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 地域間交流	道の駅ふるどの施設整備事業	古 殿 町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	移住支援事業における移住支援金交付事業	古 殿 町	
		木造住宅建築支援事業	古 殿 町	
		移住定住促進補助金交付事業	古 殿 町	
		関係人口づくり事業	古 殿 町	
		地域イベント強化事業	古 殿 町	
		情報発信強化事業	古 殿 町	
		空き家利活用事業	古 殿 町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町は起伏の多い中山間地帯のため、小区画の農地を活用し、稲作を中心に畜産、野菜等を組み合わせた複合型農業が主体となっているが、国際的な農産物の市場開放(自由化)や産地間競争、農家労働力の高齢化、後継者難等の要因などにより、農業経営は厳しい状況に置かれている。

本町の農用地は682ha(令和6年現在)で、町総面積の%を占めているが、農地の荒廃や不作地の増加により、年々耕作面積は減少し続けている。農地は安らぎやうるおいを与えてくれる緑地空間であり、防災、治水、環境浄化機能もあわせ持つことから、保全に努める必要がある。

本町では、農業経営基盤の強化を進めているが、今後は経営中心体への農地の集積等に努めるとともに、農地の高度利用、生産性の向上を図り、後継者の育成、農業経営の指導や能率的な生産組織の育成等による生産性の高い営農の実現に努めるなど、経営の強化促進が必要である。特に、農作業の機械化の普及とともに集落道の交通需要が増大していく中、狭い道路が大半であるために、集落道の拡幅が早急な課題となっている。また、ICTなど新たな技術を活用したスマート農業や情報の活用などによる個性的で魅力ある農業の推進、生産から加工・販売までを行う6次産業の振興、都市との交流、他産業との交流等による新たな事業分野への展開も必要と考える。

② 林業

森林は木材をはじめとする林産物を生み出し、町民の生活にうるおいや安らぎを与える一方で、町土保全をはじめ、治山・治水、環境や景観保全の観点からも、その役割が見直されている。本町の森林面積は、町総面積の80%以上を占めている。林業の経営基盤を強化し、森林を健全に維持するため、林道・作業道の整備や、間伐を推進するとともに、保養・レクリエーションの場としての森林の活用なども進めている。しかしながら、林業経営の収益性の低下、従事者の高齢化等により、健全な森林維持が困難になっている。今後とも地域条件にあった保育管理の推進、間伐事業の推進、林産物の開発などによる林業の振興に努めていく必要がある。また、快適でうるおいのある生活を守るために必要な、自然との共生・共存という観点から、森林の保全に努めるとともに、キャンプ場、遊歩道など、町民が自然とふれあうことのできる各種施設を整備している。町民一人ひとりが自然保護に対する関心を高めるよう、意識の高揚と啓発に努めることが必要である。

③ 商工・観光

本町の商店街は、国道349号及び主要地方道いわき石川線に沿った、いわゆる路線型商店街を形成しているため歩道や駐車場が十分ではない、また消費者ニーズに合わせた積極的な売り込みができていないなど商業環境の基礎作りが遅れている。本町の商工業は働く場として重要であり、より付加価値の高い工業へ転換していくことや、ベンチャー企業の育成、支援をすること、更には農村地域工業導入促進法に基づき工業誘致を積極的に推進する必要がある。

自然景観としては越代のサクラ、鎌倉岳、三株山、芝山、伝統文化としては古殿八幡神社の笠懸・流鏝馬(やぶさめ)、八ヶ久保・薄木及び論田の獅子舞、馬場平のジャンガラ念仏踊り等伝統行事、伝統芸能などがある。これらの恵まれた観光資源を有効に活用するとともに、観光PRや情報発信を積極的に展開し、周遊型観光客や滞在型観光客の増大に向けた観光施策を図るとともに、観光資源の掘り起こしなど、厚みのある観光の提供に努めることが課題と考える。近年の高速交通体系の整備により、観光客の行動範囲が拡大し、施設の充実やサービスの向上が要求されており、観光客のニーズに合った施設の整備や受け入れ態勢の拡大、イベントなどの情報の発信、地場産品等を中心とした産業振興の促進などに努めていく必要がある。

(2) その対策

①農業

食料・農業・農村基本法に基づき、持続可能な農業構造の実現や農業、農村の多目的機能を実現するため、農地の保全・集積・整備等による基盤の確保を図るとともに、生産改革による農産物の高付加価値化と循環型農業の推進、後継者・農業団体の育成、集落営農の推進等による経営の強化促進を図る。また、野菜、畜産等の農業の振興に努めるほか、農業・農地の持つ多面的な機能を生かした取り組みを維持する。農業の機械化、他地域との物流を促すため、農道等の整備を行う。集落、農地の維持、保全等を図るため、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用する。

②林業

経営基盤の強化を図るとともに、間伐、後継者の育成、森林資源の保全を推進する。自然保護については、環境の保護に努め、緑豊かなまちづくりをめざす。町の多くを占める森林の整備を促進することにより、林業の需要を喚起し、雇用の場と所得の確保を狙う。また、林地残材の活用を促すことにより、産業の振興を促す。

③商工・観光

経営者の意識改革、後継者の育成、時代の潮流に対応した新しい起業の促進等により商業の活性化を促す。町内の企業が町内居住者を雇用するなど一定の要件を満たした場合、企業に対し助成を行う制度を設け、雇用の創出を図る。地域の歴史・文化、農林業・商工業と連携した観光の振興に努め、伝統行事や町の特性を活かしたイベントを開催し、積極的なPRを展開する。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基幹整備 農業	農道整備事業	古殿町	
	(9) 観光又はレ クリエーション	観光施設整備事業	古殿町	
	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	千年の森育成事業	森林組合・ふる どの林地残材搬 出組合	
	第1次産業 企業誘致	水田農業振興事業	古殿町	
		企業立地促進助成事業	古殿町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
古殿町全域	製造業、旅館業、農林水産物 等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記 (2) 及び (3) のとおり。

加えて、近隣市町村と連携しながら広域的な取組を展開していく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術（以下「ICT」という。）は時間と距離を克服し、住民生活や地域産業・経済活動を支える重要な手段となっている。ICTを活用し、医療、福祉、教育、買い物、公共交通、人的資源の不足などの問題を、少子高齢化による人口減少が進む地域の現状に即してどう解決していくかが課題となっている。また携帯電話やタブレットなどの普及が進み、誰もが気軽にICTの活用が出来るようになった一方で、機器の取り扱いや活用することへの不安を抱える町民もいることから、町民の情報リテラシー向上を図るため、学習機会の提供や気軽に相談できる窓口の設置なども図る必要がある。

(2) その対策

地域の現状に即したICTを活用した環境整備に努めるとともに、誰もが安心して利用できるよう町民向けの情報リテラシー教育や相談体制の充実を図る。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設	移動通信用鉄塔施設整備事業	古 殿 町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	情報リテラシー教育機会創出事業	古 殿 町	
	デジタル技術活用	情報通信技術活用事業	古 殿 町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

本町には基幹道路として、東西南北に縦断する国道349号と主要地方道いわき石川線があり、その他の県道としては、古殿須賀川線、三株下市萱小川線、勿来浅川線、いわき上三坂小野線、浅川古殿線があり、地域の産業、救急医療等に関し、重要な役割を果たしている。特に国道349号は磐越自動車道に連絡する重要路線である。また、中山間地域については、幹線から細く伸びる町道が、生活道として重要な役割を果たしており、狭隘な区間や老朽化による破損などが住民生活に不便をきたしている。そのため整備を進めることが生活の利便性の向上及び産業活性化のための基盤となることから、今後とも計画的に整備及び適切な維持管理をしていくことが必要となる。

②公共交通

本町の唯一の公共交通機関としてのバス路線は、大正13年に開通して以来、地域住民の足として、経済、生活、教育、文化などあらゆる方面にわたり活用されてきた。しかし、少子高齢化に伴う人口

減少などに伴い、運行されている4系統の利用者の減少に歯止めがかからず、減便、廃止などの厳しい状況をむかえることが予想されるなか、町内の小中学校や町外の高校へ通学している生徒や町外の医療機関等に通う町民にとって重要な移動手段となっていることは事実である。このため、通学・通院や日常生活の利便性を図るために、バス路線の運行継続を関係機関に働きかけるとともに、地域の現状に即した公共交通体系の在り方について協議していくことが必要となっている。

(2) その対策

①道路

社会・経済の諸活動及び地域間交流を支える幹線道路である国道349号、主要地方道いわき石川線及び一般県道については、整備促進を関係機関に働きかける。さらに、住民生活を支える身近な道路整備の促進及び維持管理については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、優先順位を付け、効率的に事業を進める。さらに、高齢化により道路周辺環境整備が困難な状況から、地域住民との協働により道路環境整備事業を進める。また、安全で快適な住環境の整備を図り、人にやさしい道づくりを進める。

②公共交通

バス路線の確保と利用の促進に努めるとともに、地域の現状に即した公共交通体系の構築をする。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路 橋りょう	町道整備事業	古殿町	
		橋梁整備事業	古殿町	
	(9)過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通 交通施設維持	地域公共交通最適化事業	古殿町	
		公共交通維持対策事業	古殿町・ 古殿町社会福 祉協議会・バ ス事業者	
		道路環境整備事業	古殿町	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

本町の生活用水は簡易水道(昭和47年供用開始)や給水施設に依存している。普及率は94.0%(令和3年3月現在)で、水源は表流水30%、地下水70%の割合となっているが、現在簡易水道施設は水量拡張事業により1,750tの配水能力を確保し、水源別の取水量は表流水から地下水へと移行している。今後とも、水需要の増加にあわせ、普及エリアの段階的な整備を図っていくことが必要である。

②排水処理及び廃棄物処理

排水処理施設については、衛生的で優れた生活環境の整備及び河川等の汚染防止にも配慮し、農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設を整備してきたが、今後段階的に更新を図る必要がある。今後の下水処理の普及については、地形条件等を考慮し、合併処理浄化槽設置を柱に整備を促

進していく必要がある。本町を含めた石川管内5町村では、平成13年度に一般廃棄物の最終処分場を設置したが、これからも、町民や企業のごみに対する認識と理解を深め、分別収集の徹底やごみの適正な処理など、収集・処理体制の徹底を図るとともに、再資源化や町民参加によるリサイクルのまちづくりを推進していくことが必要である。

③消防・防災

本町は比較的各種の災害発生は少なく、防火対策が、防災対策のほとんどを占めている。しかし、山間部の火災では速やかな消火活動が困難であり、森林火災では甚大な損害が発生することも予想されるため、防災対策上、消防施設の整備を計画的に推進し、町内全域を町の消防団で分け、防災に努めている。今後は、自然災害をはじめとする各種災害から町民の生命と財産を守るため、ライフライン、消防・救急体制、通信網などの整備を促進するとともに、避難場所の確保、近隣市町村との連携強化などに努め、災害に強いまちづくりを進めることが必要と考える。また、年々減少が予想される消防団員の確保、消防ポンプ、消防車両及び消防水利施設の整備など、消防力の充実に努め、地域ぐるみの防災、防犯体制を強化することも併せて必要である。

④公営住宅

快適で安心してらせる住環境の整備、若者の定住・促進対策、高齢者が生活しやすい住宅づくりの一環として、これまでも、景観や環境に配慮した、安価で良質な町営住宅を供給してきた。現在、町営住宅は池之内、横小路、横川、チロリン横川、西渡、新桑原、若神子の7団地に計84戸あるが、今後は、古殿町町営住宅等長寿命化計画に基づき、所得や年齢、家族構成などに対応した町営住宅の供給を促進し、快適で安心して暮らせる生活環境を形成するとともに、定住を促進していく必要がある。

(2) その対策

①水道施設

簡易水道・給水施設については、水源の適正管理・保全対策を講じるとともに、災害時等に対応した安定給水体制の確立に努める。また良質な生活用水の安定供給と持続可能な水道事業の実現のため、計画的・効率的な施設の整備・更新を進め、水道事業の健全化に努める。

②排水処理及び廃棄物処理

排水処理施設については、計画的・効率的な施設の更新を進め、長期持続可能な整備を図る。合併処理浄化槽については、町単独での補助のかさ上げを行い、普及推進に努める。ごみの適切な収集・処理に努め、分別収集の徹底や資源化・リサイクルを促進し、環境にやさしい資源リサイクル型の社会の形成に努める。

③消防・防災

常備・非常備消防体制の充実により、防災体制の強化を図るとともに、町民一人ひとりへの防火・防災意識の啓発、地域防災計画に基づく防災対策に努める。さらに、関係機関との連携により、災害時における救急・救助体制の充実に努める。

④公営住宅

快適な生活環境を求める町民のニーズに対応するため、老朽化住宅の計画的な建て替え・改善事業を検討し、適切な維持管理に努め、定住化促進のため良質な町営住宅の供給を促進する。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	配管布設替事業	古殿町	
	(2)下水処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水事業(機能強化)	古殿町	
	(5)消防施設	消防施設・設備整備事業	古殿町	
	(6)公営住宅	町営住宅整備事業	古殿町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	飲料水確保対策事業	古殿町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て環境の確保

出生数の減少や核家族化、夫婦共働きなど、子育て環境は大きく変化しており、子ども家庭センターを拠点に家庭、地域、行政が一体となって、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、子どもたちが、心身ともに健やかに育つ環境づくりに取り組むことが必要である。本町の児童福祉施設は、平成26年度に開園した幼保連携型認定こども園「ふるどのこども園」である。少子化の進行により、園への入所者数は減少している一方、町民の保育に対するニーズが多様化しており、施設面、運営面などでの柔軟な取り組みが必要となっている。また、民生児童委員と連携し、生活の安定のための各種支援制度の周知に努め、ひとり親家庭の支援を図る必要があり、さらに放課後児童対策として、放課後児童クラブが運営されている。

②高齢者福祉

介護保険制度は、平成27年度から医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が図られている。本町においても、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けられるように地域包括支援センターを拠点に、高齢者の総合相談、介護や健康の相談、権利擁護、暮らしやすい地域の仕組みづくり、介護予防支援、認知症への総合支援及び生活支援体制整備事業などの各種地域支援事業が行われている。

③障がい者福祉

障がいがあっても住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域づくりが求められており、本町においても地域活動への参加など、多様な取り組みを実施してきた。支援については、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者への一元的なサービスの提供や、施設から在宅中心のサービスが行われている。このような中、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年4月に石川地方障がい者基幹相談支援センターが設置された。今後は、利用者一人ひとりのサービス利用計画に基づいた支援の推進とともに、障がい者の社会参加を促進するための生活環境の整備などを進めていくことが課題となっている。

④地域福祉

急速な少子高齢化、核家族化の進行や家族形態・生活形態の変化に加え、プライバシー意識の高まりなどから、地域での交流やつながりが希薄になり、家族や地域で支えあう機能が弱まってきている。このような中、福祉に対する要望はさらに複雑になっており、これらのニーズに応えるためには施策の充実に加え、住民自らの福祉活動の展開による地域福祉力の向上が求められている。

(2) その対策

①子育て環境の確保

多様化する保育ニーズに対応した児童保育体制の整備、児童相談の推進など、児童の健全育成のための環境づくりに努める。また、児童放課後対策として放課後児童クラブの運営を強化する。さらに、ひとり親家庭のための必要な援助や相談・指導体制の推進に努める。家庭内の子育て環境向上支援として、出生から高校卒業までの医療費の無償化を継続する。

②高齢者福祉

すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心した生活を送れるよう、健康保持・増進のための健康管理体制を推進するとともに、生きがいづくりと社会参加機会の拡充に努める。また、支援、介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度に基づくサービスを提供するとともに、保健・医療と連携した高齢者施策の推進に努める。高齢者の交通手段を確保するため、町内7方部から町の中心部へ運行する福祉バス及びまちなか循環バスの利便性向上を図る。

③障がい者福祉

障がい者の意思を尊重した地域社会での自立生活を支援するとともに、「ノーマライゼーション」の理念の普及に努め、町民一人ひとりが障がい者への理解を深め、ともに助けあう環境づくりを進めるとともに、障がい者の社会参加を促進するための生活環境の整備など検討していく。

④地域福祉

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活できる地域福祉社会を実現するため、地域福祉センターを拠点として、福祉ニーズに応じた各種の福祉サービス、福祉情報の提供等を総合的にを行い、福祉の増進及び福祉の総合的な推進を図る。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	児童及び生徒医療費助成事業	古 殿 町	
		放課後児童クラブ運営事業	古 殿 町	
		障がい者基幹相談支援センター事業	石川地方障がい者基幹相談支援センター	
		地域福祉センター事業	古殿町社会福祉協議会	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町における医療施設は、診療所1、歯科医院2が存在する。

本町の面積163.29km²のうち80%以上が森林で、その谷間に集落が点在しており、交通機関の便は十分とは言えず、高齢者の通院等に困難をきたしている。対策として、町内7方部に福祉バス・へき地バスの運行を行い、さらには、福祉・医療拠点を巡回するまちなか循環バスを運行し通院等の手段を確保している。ただし町外の医療機関に通院している町民も多く、交通費等を含めた個人負担は高齢者に重くのしかかっている。今後さらなる高齢化で、町内外医療への依存度が高まるものと考えられる。

(2) その対策

町の中心部に健康管理センターを拠点として、地域福祉センター、町民プール、町民体育館があり、町の健康福祉ゾーンとして町民に活用してもらい、医療に依存しないよう、健康づくり事業を展開している。また診療所に隣接して特別養護老人ホームが建設されている。通院手段を確保する目的で、現在運行している路線バス、福祉バス、へき地バス、まちなか循環バス等の連携を含めた総合的な体制を維持する。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所設備改修事業	古殿町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

本町における幼児教育施設は、平成26年度に開園した幼保連携型認定こども園「ふるどのこども園」である。また保護者の利便性の向上などを目的に、在園児を対象として預かり保育を実施している。今後も、家庭や地域社会との連携を密接にし、幼児教育の充実に努めることが必要と考える。

② 学校教育

本町は、少子化による統合が進み小学校1校、中学校1校となっている。路線バスが運行していない地区から通学する児童も多くおり、スクールバスの運行を行っている。平成5年に竣工した小学校北校舎については、建設から33年経過しており、大規模修繕を行う必要がある。昭和50年に竣工した中学校については平成10～11年度にかけて校舎の大規模改修を行ったところであるが、体育館については建設から50年経過しており、改修事業を行う必要がある。学校での学びについても、従来からの教科に加えて、田植えなど豊かな自然環境を生かした体験学習や郷土の昔ばなしの読み聞かせなどの郷土への愛着を育む学習を行っており、今後は、ICTを活用した教育にも力を入れていく必要がある。

③ 生涯学習

社会教育及び社会体育施設は、郷土文化保存伝習施設（ふるさとセンター）、公民館、図書館、町民体育館（やぶさめアリーナ）、屋内ゲートボール場、勤労者体育センター、町民運動場、町民水泳プール、女性若者等活動促進施設、高房青少年自然の家、大網庵、弓道場がある。生涯学習関連施設の活用推進を図るとともに、町民生活基盤の拡大化にあわせ、近隣市町村との施設の相互利用、交

流機会の拡充、幅広い情報の収集・提供など、広域的な取り組みを進めていくことが必要である。

(2) その対策

①幼児教育

こども園の持つ教育機能を充実するとともに、家庭、小学校、地域社会との連携を強化し、幼児の成長にあわせた教育の充実に努める。

②学校教育

路線バスが運行していない地区からのスクールバス運行を継続する。特別常勤、非常勤講師を派遣する。小学校については、必要に応じ大規模修繕を行うとともに、中学校体育館についても、必要に応じ改修工事を行う。学校での学びについては地域の特性を生かした学習を行うのと併せて、ICT活用能力向上に資する学習にも力を入れる。

③生涯学習

多様化する町民の生涯学習のニーズに応えるため、様々な分野での学習機会の提供と学習内容の整備を図るとともに、町民の自主的・自発的な学習活動と組織づくりの支援に努める。また、社会教育及び社会体育施設については、老朽化に伴う改修・改築を図るとともに、今後の人口動向等を踏まえ、社会教育活動を通じた地域間交流の拠点とするための整備を図る。さらに、石川管内5町村で、公共施設の相互利用を推進する。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール	教育施設・設備整備事業	古 殿 町	
	(3)集会施設、 体育施設等 公民館 体育施設 図書館 その他	社会教育施設・設備整備事業	古 殿 町	
		社会体育施設・設備整備事業	古 殿 町	
	(4)過疎地域持 続的発展特別 事業 義務教育	公立学校特別常勤・非常勤講師派遣事業	古 殿 町	
		スクールバス運行事業	古 殿 町	
		小・中学生国際理解研修事業	古 殿 町	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎化、高齢化に伴い、地域における交流が衰退していく状況は本町においても例外ではない。様々な課題に対応していくために、地域ぐるみでの活動の重要性が各方面から指摘されており、本来、地域社会が担っていた相互扶助機能、地域教育機能の再編が望まれている。地域における交流と活動による、心が通い合う人間関係の構築のため、地域住民による自主的な地域交流活動の促進と、各分野における地域リーダーの育成をはじめ、世代間交流など町民相互の交流に努めるとともに、社会福祉協議会など関係組織と連携し、地域団体間相互の交流を推進することが必要である。

(2) その対策

地域住民による自主的な地域の維持活動や、地域交流活動を推進するため、組織の育成に努めるとともに、必要な情報の収集と提供によるコミュニティ意識の醸成を図り、さらに、地域の主体的取組に対して支援していく。また、地域交流活動の拠点となる地区公民館活動や地域団体間の交流事業の支援に努める。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	元気な地域をつくる実践事業	古 殿 町	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

長い歴史を持つ本町には古殿八幡神社例大祭の笠懸・流鏝馬や西光寺阿弥陀堂、越代のサクラなど、数多くの文化財や史跡などが残されており、伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は、先人が残した町民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていくことが必要である。このため文化財保護思想の普及を図るとともに、学校教育、生涯学習、観光などの分野で、積極的に活用していくことが必要と考える。

(2) その対策

本町の貴重な財産である文化財を次の世代に継承していくため、積極的な保存と活用を図るとともに、町民の文化遺産に対する理解の促進に努める。町の歴史や文化を学ぶ学校教育、生涯学習活動を促進し、文化財保護思想の啓発に努めるとともに、本町の自然・文化遺産を記録、収集、整理し、次世代に伝える。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化伝承施設・設備整備事業	古 殿 町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化伝承活動支援事業	古 殿 町	
		地域活性化支援事業	古 殿 町	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化問題、原油価格の高騰や化石燃料資源の枯渇などのエネルギー問題は、本町においても大きな課題となっている。これらの問題の解決のため、豊かな自然を有する本町では、木質バイオマスや太陽光などの再生可能なエネルギーを地元で採取し、地元で消費するという地産地消の観点のもと、エネルギーの安定供給や地元産業の育成、ひいては地球温暖化防止の貢献へとつなげていくことを考えている。

(2) その対策

木質バイオマスや太陽光などの新エネルギーを積極的に導入し、地球温暖化防止対策及びエネルギー対策を推進するとともに、森林資源の活用を通じて活性化を図る。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	新エネルギー導入推進事業	設 置 者	

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	移住支援事業における移住支援金交付事業	古殿町	各種施策については、地域の持続的発展に資するものであり、効果は将来に及ぶものである。
		木造住宅建築支援事業	古殿町	
		移住定住促進補助金交付事業	古殿町	
		関係人口づくり事業	古殿町	
		地域イベント強化事業	古殿町	
		情報発信強化事業	古殿町	
		空き家利活用事業	古殿町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特別事業 第1次産業 企業誘致	千年の森育成事業	森林組合・ふるどの林地残材搬出組合	
		水田農業振興事業	古殿町	
		企業立地促進助成事業	古殿町	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業 デジタル技術活用	情報リテラシー教育機会創出事業	古殿町	
		情報通信技術活用事業	古殿町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	地域公共交通最適化事業	古殿町	
		公共交通維持対策事業	古殿町・古殿町社会福祉協議会・バス事業者	
		道路環境整備事業	古殿町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域 持続的発展特別事業 生活	飲料水確保対策事業	古殿町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域 持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	児童及び生徒医療費助成事業	古殿町	
		放課後児童クラブ運営事業	古殿町	
		障がい者基幹相談支援センター事業	石川地方障がい者基幹相談支援センター	
		地域福祉センター事業	古殿町社会福祉協議会	

8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 義務教育	公立学校特別常勤・非 常勤講師派遣事業	古 殿 町
		スクールバス運行事 業	古 殿 町
		小・中学生国際理解研 修事業	古 殿 町
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 集落整備	元気な地域をつくる 実践事業	古 殿 町
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 地域文化振興	文化伝承活動支援事 業	古 殿 町
		地域活性化支援事業	古 殿 町
11 再生可能エネルギ ーの利用の推進	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 再生可能エネ ルギー利用	新エネルギー導入推 進事業	設 置 者